



問 市民生活部社会福祉課	福祉手当(経過措置分)※2 1万5690円
※1は子育て支援課、※2は社会福祉課に問い合わせください。	

問 市民生活部社会福祉課
☎ (22) 23360
市民生活部社会福祉課
☎ (22) 1340



問 市民生活部社会福祉課
☎ (22) 1350
市民生活部社会福祉課
☎ (22) 1340

●対象者 20歳以上で著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の人
●手当額 月額2万8840円
※施設に入所中の人、病院などに3ヶ月を超えて入院している人、本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている人は受給できません。

●対象者 20歳未満で重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の人

●手当額 月額1万5690円
※施設に入所中の人、本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている人は受給できません。

●対象者 特別障害者手当※2
2級 5万5350円
●手当額 月額56860円
※1は子育て支援課、※2は社会福祉課に問い合わせください。

●対象者 特別児童扶養手当※1
1級 3万6860円
●手当額 月額5690円
※1は子育て支援課、※2は社会福祉課に問い合わせください。

●対象者 特別障害者手当※2
2級 2万8840円
●手当額 月額5690円
※1は子育て支援課、※2は社会福祉課に問い合わせください。

指数の実績値(対前年比3・2パーセント増)が公表されたことを受けて、令和6年度の児童扶養手当、特別扶養手当および特別障害者手当などの支給額を、次とのおり変更します。

児童扶養手当※1

●本体額

□全部支給	4万5500円
□一部支給	1万740円
□4万5490円	
●2人目	
□全部支給	4万5500円
□一部支給	1万740円
□1万5490円	
●3人目以降	
□全部支給	6450円
□一部支給	3230円
□6440円	

●対象者 特別児童扶養手当※1
1級 5万5350円
●手当額 月額56860円
※1は子育て支援課、※2は社会福祉課に問い合わせください。

●対象者 特別障害者手当※2
2級 2万8840円
●手当額 月額5690円
※1は子育て支援課、※2は社会福祉課に問い合わせください。

●対象者 市内に住所を有する第3子(3歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の生時と小学校入学時に、支援金を支給します)の保護者

出生祝金

●対象者 生まれた子どもが市内に住所を有しており、子どもが生まれる6ヶ月以前から、市内に住所を有している保護者

入学祝金

●対象者 子どもの出生から1年以内

支給額

□第3子まで	5万円
□第4子	10万円
□第5子以降	20万円
●申請期限	子どもの出生から1年以内
●支給額	10万円

子育て世代の経済的な負担を軽減するため、子どもの出生時と小学校入学時に、支援金を支給します。

出産祝金

市内に住所を有しており、子どもが生まれる6ヶ月以前から、市内に住所を有している保護者

子育て世代の経済的な負担を軽減するため、子どもの出生時と小学校入学時に、支援金を支給します。

スマイル子育てサポート券

小学校や特別支援学校の1学年に在籍している第3子(3歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の生時と小学校入学時に、支援金を支給します)の保護者

正中の板碑と呼ばれる石碑があります。板碑とは、鎌倉時代から戦国時代にかけて、亡くなった人の供養や生前に自身の死後の冥福を祈るために造られた板状の石碑で、仏などを表す文字やお経の一部が刻まれています。

正中の板碑は、高さが12センチメートル、幅43センチメートルの角柱型で、碑の上部にアーチ型で、碑の下には「七仏通戒偈」という経文にある願諸衆生諸惡莫作諸業奉行(生きどし生けるものに願うもろもろの悪を行ひなさい)という一節が刻まれています。

板碑の建立は、石材の調達や加工など、経費のかかるものであり、もともとは武士のよな有力層を中心に広まっていますが、一方で、同じ信仰を持つ人々が共同で立てる「結衆板

碑」がみられるようになります。正中の板碑は、鎌倉時代後期にあたる正中二年(1325年)七月に、この地域の人々が、現世で功德を積むことにより、死後に極楽往生できることを願つて立てた結果板碑であると考えられています。

この板碑を永く後世に残すため、昭和52年には板碑を覆う鞘堂が建立されました。地域の歴史を刻む貴重なこの板碑は大切に守られ、約700年前の人々の祈りを今に伝えています。

●対象者 市内に住所を有する第3子(3歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の生時と小学校入学時に、支援金を支給します)の保護者

申請期限

令和7年3月31日(月)

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、各総合支所

市民サービス課に提出して下さい。

※詳しくは、問い合わせください。

申込料

市内の指定店舗でのみ使用可能

助成対象品目

おむつ、三ヶ月、離乳食などの児童用食品、肌着などの衣類など

交付期間

子どもが生まれた月の翌月から満1歳に達した月まで

かかることで、市内に住む保護者

市内の文化財散策 —正中の板碑—

日本ホッケー協会創立100周年記念式典

2023年全国消費者物価

●対象者 市内に住所を有している保護者

申請期限

令和7年3月31日(月)

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、各総合支所

市民サービス課に提出して下さい。

※詳しくは、問い合わせください。

申込料

市内の指定店舗でのみ使用可能

助成上限額

子ども一人当たり3万円

申請期間

5月1日(水)～12月10日(火)

※詳しくは、領収書が必要です。

※申請には領収書が必要です。

対象となります。

登下校で必要とされる通学用品

小学校や特別支援学校の1学年に在籍している第3子(3歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の生時と小学校入学時に、支援金を支給します)の保護者

スマイル子育てサポート券

小学校や特別支援学校の1学年に在籍している第3子(3歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の生時と小学校入学時に、支援金を支給します)の保護者

正中の板碑と呼ばれる石碑があります。板碑とは、鎌倉時代から戦国時代にかけて、亡くなった人の供養や生前に自身の死後の冥福を祈るために造られた板状の石碑で、仏などを表す文字やお経の一部が刻まれています。

正中の板碑は、高さが12センチメートル、幅43センチメートルの角柱型で、碑の上部にアーチ型で、碑の下には「七仏通戒偈」という経文にある願諸衆生諸惡莫作諸業奉行(生きどし生けるものに願うもろもろの悪を行ひなさい)という一節が刻まれています。

板碑の建立は、石材の調達や加工など、経費のかかるものであり、もともとは武士のよな有力層を中心広まっていますが、一方で、同じ信仰を持つ人々が共同で立てる「結衆板

碑」がみられるようになります。

正中の板碑

●対象者 小学校に入学する第3子(3歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の一部を助成します)の保護者

申請期限

令和7年3月31日(月)

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、各総合支所

市民サービス課に提出して下さい。

※詳しくは、問い合わせください。

申込料

市内の指定店舗でのみ使用可能

助成上限額

一人当たり3万円

申請期間

5月1日(水)～12月10日(火)

※詳しくは、問い合わせください。

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、各総合支所

市民サービス課に提出して下さい。

※詳しくは、問い合わせください。

申込料

市内の指定店舗でのみ使用可能

助成上限額

一人当たり3万円

申請期間

5月1日(水)～12月10日(火)

※詳しくは、問い合わせください。

スマイル子育てサポート券

小学校に入学する第3子(3歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の一部を助成します)の保護者

正中の板碑と呼ばれる石碑があります。板碑とは、鎌倉時代から戦国時代にかけて、亡くなった人の供養や生前に自身の死後の冥福を祈るために造られた板状の石碑で、仏などを表す文字やお経の一部が刻まれています。

正中の板碑は、高さが12センチメートル、幅43センチメートルの角柱型で、碑の上部にアーチ型で、碑の下には「七仏通戒偈」という経文にある願諸衆生諸惡莫作諸業奉行(生きどし生けるものに願うもろもろの悪を行ひなさい)という一節が刻まれています。

板碑の建立は、石材の調達や加工など、経費のかかるものであり、もともとは武士のよな有力層を中心広まっていますが、一方で、同じ信仰を持つ人々が共同で立てる「結衆板

碑」がみられるようになります。

正中の板碑

●対象者 小学校に入学する第3子(3歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の一部を助成します)の保護者

申請期限

令和7年3月31日(月)

申請方法